

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岐阜市

2 構造改革特別区域の名称

福祉サービスの向上特区

3 構造改革特別区域の範囲

岐阜市の全域

4 構造改革特別区域の特性

当市における平成15年4月1日現在の人口410,128人中、身体障害者手帳所持者は14,357名（うち施設入所者115名）・療育手帳所持者は2,112名（うち施設入所者348名）であり、人口の微減が続く中、障害を持つ人はここ数年は緩やかな増加が続いている。

上記、施設入所以外の障害児・者への在宅福祉サービスの利用状況としては、平成15年4月1日現在、当市において障害児・者へ提供している在宅福祉サービスの主なものとして、ホームヘルプサービス（利用者241名）・ガイドヘルプサービス（利用者120名）・デイサービス（利用者319名）・短期入所（利用者427名）・グループホーム（利用者38名）等である。

これら入所及び在宅サービスを、必要とする障害児・者に提供することにより、岐阜市が障害者福祉施策の基本目標としている、すべての障害者が居住する地域社会の中で社会活動に参加して、地域社会の発展に参画し、その恩恵を平等に享受できる社会システムの構築及び、障害者自らの判断で生活を管理し、主体的な生活を営むことのできる社会の実現を目指している。

< 当市内における社会福祉施設の第三者による外部調理員委託状況について >

当該地域内における社会福祉施設は、児童福祉施設として主なものである、保

育所（市立32）・保育園（私立14）が設置されている。老人福祉施設として主なものは、65歳以上を入所対象としている養護老人ホーム（2施設）・特別養護老人ホーム（12施設）が設置されている。

また、障害児の通園施設として肢体不自由児通園施設（一部事務組合立）、知的障害児通園施設（岐阜市立・直営）、難聴幼児通園施設（岐阜市立・岐阜市社会福祉事業団委託）、がそれぞれ1か所ずつ設置されている。

岐阜県内においても、肢体不自由児通園施設と知的障害児通園施設が、別に1か所ずつ設置されているのみで、利用者は当該地域の範囲を超えた居住地から通園してきている。

これらの内、障害児以外の施設においては、施設側の判断に基づいて、それぞれの自施設内で直営又は外部委託調理専門事業者による食事提供がされている。

一方障害児の通園施設においては、制度上の制約から、自施設内の調理室において、自ら雇用した調理員により調理を行い提供している。

5 構造改革特別区域の意義

社会福祉基礎構造改革の一環として、福祉サービスがより利用者本位の制度に見直された時代背景の中で、今求められている福祉施策の重要課題として、限られた資金の効率的な活用を図りつつ、市民ニーズの高い福祉サービスの充実を通して、生活の質の向上を図らなければならないものである。

当市においては、「第四次総合計画」の基本構想の政策分野、そして「岐阜市障害者計画」の施策の中で、生活の質の向上を図るとともに満足度を高めることを目標にかけおき、この改革はその施策に沿ったものである。

本特区の設定により、知的障害児通園施設における給食業務についても第三者委託化が可能となり、施設における給食業務を全て、給食提供実績の豊富な調理専門事業者に委託することができる。これによって安価で良質な給食サービスが提供でき、もって利用者の満足度を高めることができるとともに、資金の効率化が図られることにより、障害児福祉事業の質の向上と拡大につながるものである。

6 構造改革特別区域の目標

知的障害児通園施設の調理業務を第三者委託化することにより、提供される給食に関する質の向上が期待できるとともに、調理業務事業者の効率的な運営による経費の削減が図られる。経費削減分を需要の伸びる在宅福祉サービス部門であるホームヘルプサービス、ガイドヘルプサービス、デイサービス、短期入所等の財源に充てることにより、特区全域の福祉サービスの充実と福祉従業者の雇用増大に繋がるものである。この改革が一地域のみならず、全国において行われるならば、経済的、社会的効果は多大なものが期待でき

る。

7 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

<施設サービスにおける効果>

- 調理専門事業者は給食提供実績を重ねながら、食欲をそそりおいしく食べてもらえるような調理技術、加工技術、盛付け技術等を研鑽し競っている。
さらに事業者は雇用する職員への技術指導により、全体としてのレベルアップを図っているため、一人の調理員を雇用するよりも調理委託することにより、業者の持つ調理に関するより多くのノウハウを活用することができる。
- そうした調理専門事業者に委託することにより、以下のことが期待できる。
毎月開かれる給食委員会に、保護者と、調理委託事業者に属する管理栄養士等も加わることから、そのノウハウを生かすことにより、障害児の特性に応じた食材の選定もしやすくなるとともに、食材の選定の範囲が広がる。
年齢、身体状況等に応じ、食事の加工技術の高い調理専門事業者に委託することにより、より木目こまやかな対応が栄養摂取の観点も含めて可能となる。
- 給食は、「味わう」という営みを通じて栄養摂取並びに人間性をはぐくむ観点からも重要なものである。
調理業務そのものは調理委託事業者に任せて、施設としては、給食をいかに家庭的な雰囲気のもとで提供するかという部分にサービスの焦点をあてることにより、利用者の一人一人の立場に立った食事サービスの提供が可能となる。
- また、施設経営にとって、調理員の休暇時の調理業務のやり繰りを心配する必要がなくなるとともに、検便等の事務手続きも省略でき業務省力化につながる。また、公立施設にとって設置主体の負担が減少することにより、その財源を他の福祉サービスに投入することができる。

<参考> 恵光学園

栄養士及び給食調理員人件費	年額	1,450万円
調理業務委託料	年額	610万円

<在宅福祉サービスにおける効果>

- 上記の差額は、平成15年度から施行される支援費制度による居宅生活支援事業に要する支援費として計上、執行されることにより、福祉サービスの充実が図られる。
- 具体的には、障害者・児への在宅福祉サービスとして予算規模で、前年度比ホームヘルプサービス1.48倍、ガイドヘルプサービス2.19倍、デイサービス2.45倍、短期入所1.67倍、グループホーム1.31倍へとサービス量の拡大を図った。

また、平成15年度新規事業として知的障害者・児童デイサービス、また児童短期入所事業を開始するものである。いざ必要という時に必要な基本的

サービスの提供を受けられるということは、障害のある子を持って安定した家庭生活、職業生活、社会生活を送る上で、基本的な部分を行政が保障しているという安心感を高めることになり、人にやさしいまちづくりに繋がるものである。

8 特定事業の名称

肢体不自由児施設等における調理業務の外部委託事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

平成15年度より支援費制度が実施され、利用者による障害者福祉サービスの自己選択が可能となった。

障害者が願うサービスの中で、拡大の要望が強いのは、施設整備よりも住み慣れた自宅で暮らしたいという在宅福祉部門の充実である。

ホームヘルプサービス・ガイドヘルプサービス・デイサービス、また短期入所等の利用枠拡大に向け、支援費制度の実施者として、市は障害者の要望に積極的に応えて行く必要がある。

また、新たに平成15年度事業として知的障害者・児童デイサービスを開始するものであり、これら障害者・児に対するサービスの種類の拡大を図るため、特区第2次提案による、難聴幼児通園施設における調理員の外部委託化事業及び児童短期入所事業を予定している。これらの規制緩和の特例措置が認められれば、施設経営の合理化による経費の節減効果を福祉サービスの向上に当てることができ、特定事業また関連事業の実施によって削減される経費の活用が図られるものである。

なお、特定事業の実施にあたり知的障害児通園施設における調理員の職場異動を行う。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

番号 909
特定事業の名称 肢体不自由児施設等における調理業務の外部委託事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の知的障害児通園施設

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

例えば、知的障害児通園施設「恵光学園」においては、調理員を直接雇用することなく、調理業務を第三者に委託し、受託者が雇用した調理員が施設内の調理室において調理を行えるよう、入札によって調理専門事業者の選定をする。

当施設は市直営施設であり、職員定数計画による職員異動と予算措置が必要であり、平成16年度からの実施に向けて、平成15年度中にその準備を行うものである。

5 当該規制の特例措置の内容

社会福祉施設の調理業務について、成人の施設における第三者委託及び施設外調理が認められているが、児童施設の保育所においては第三者委託が認められているものの、知的障害児通園施設においては、第三者委託、施設外調理いずれも認められていないものであり、特区認定後に条件を付したうえで競争入札を行い、第三者委託による施設内調理を行う。

なお、給食業務委託仕様書に示す主な業務内容は、以下のとおりとする。

施設内の調理室において調理すること。

管理栄養士を配置し、利用者の栄養基準及び献立の作成基準を委託業者に明示するとともに、当該基準どおりに調理されているか、検食するとともに必要な指示を与えること。

障害児の年齢や特性に応じた食事の提供が行われるよう、障害児の摂食

制限に配慮した食材の選定や加工が必要な児童への対応を心がける。

行事の際の行事食の提供を行なう。行事食に係る材料費は契約材料費範囲内で行なうものとする。

暖かい家庭的な雰囲気で行われるよう配慮する。

その他、「保護施設等における調理業務の委託について」、また「保育所における調理業務の委託について」の各通知に準じた取り扱いを行うこと。